令和８年 11 月 20 日(金)夜間～11 月 24 日(火)開庁前に戸籍の届出をされるかたへ

戸 籍 届 書 の 審 査 ・ 受 理 に つ い て

①宿直室で受付した戸籍の届書は、開庁してから順次、審査を行います。

②審査の過程で、届書の記載内容の確認のために、届書に記入されたお電話番号に連絡する場合があります。

③審査の結果、受理となった場合、ご連絡はいたしません。

※届書が受理されると、その効力は届書を提出した日にさかのぼって生じます。

届 書 の 内 容 が 反 映 さ れ た 各 種 証 明 書 が 必 要 な 方 へ

戸籍の届書が受理されると、戸籍や住民票にその内容が反映されます。お勤め先などで証明書の提出が必要な場合には、下記のいずれの証明書が必要か、提出先にご確認の上、請求をしていただくようお願いします。

証明書の種類	証明書の説明
① 受理証明書	婚姻、出生、離婚等の戸籍の届出を受理したという証明書です。 戸籍の届出をした届出人の方に限り、戸籍の届出をした市区町村に証明書を請求することができます。
② 戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書（戸籍謄本、抄本）	出生、婚姻、死亡など戸籍の届出内容が記録された証明書です。
③ 住民票の写し	住所に関する証明です。 住民登録のある市区町村に請求します。

※各証明書の発行日については、裏面をご覧ください。

証　明　書　が　と　れ　る　の　は　・　・　・

◆11 月 22 日と 23 日は、戸籍届出が大変多い見込です。

◆届出の内容を反映した証明書の発行予定は、下記のとおりです。ただし、あくまでも予定ですので、届出の件数などにより変更となる場合があります。

証明書の種類	11 月 20 日(金)夜間～11 月 24 日(火)開庁前の届出
① **受理証明書**	**12 月 3 日(木)以降**
② **戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書（戸籍謄本、抄本）**	（大田区が本籍地の場合） **12 月 3 日(木)以降**
③ **住民票の写し**	(大田区が住民登録の場合) **12 月 8 日(火)以降**

※本籍地及び住民登録地が大田区以外の場合は、上記②③の日程より証明書が発行できるまでさらにお日にちがかかります。

※マイナンバーカードの氏名変更(券面更新)は、住民票の写しが発行可能となってからお手続きいただけます。

※マイナポータルでのパスポートのオンライン申請は、マイナポータルの仕様上、本籍地に係わらず申請ができるようになるまで 2 か月以上かかりますので、ご注意ください。お急ぎの場合は、戸籍全部事項証明書を取得してください。

◆◆◆　問合せ先　◆◆◆

〒144-8621　大田区蒲田五丁目 13 番 14 号　本庁舎
大田区区民部戸籍住民課戸籍住民担当（戸籍）
電話 03-5744-1183（平日 8 時 30 分から 17 時まで）

※処理状況のお問い合わせは、11 月 27 日(金)以降にお願いします。

※届出人ご本人からのお問い合わせに限らせていただきます。